

「日本技術士会の CPD制度について」

平成23年12月2日

公益社団法人 日本技術士会
副会長(兼)研修委員長 小林 洋一

目次

- 1 . 技術士CPD活動の背景
- 2 . 新しい「ガイドライン」策定の背景
- 3 . 「技術士CPDガイドライン」の概要
- 4 . CPD認定会員制度
- 5 . 修習技術者制度の概要
- 6 . 関係学協会との連携による効率的活動

技術士CPD活動の背景

1. 技術士法 第47条の2
技術士の資質向上と責務
2. 日本技術士会定款 第4条
技術士の資質向上に関する事項
3. 技術士倫理綱領 基本綱領 10
技術士は、常に専門技術の知識を高める
4. 技術士プロフェッション宣言 行動原則
技術士にふさわしい知識と能力を持ち向上する



CPD活動を展開

新しい「技術士CPDガイドライン」策定の背景

「技術士CPDガイドブック(第5版)」2008年4月



技術士CPDが**対外的に評価**を受ける機会の増大

- ・公的機関での「CPD証明書」の活用
- ・CPD認定団体の認定 等

「技術士CPD登録証明書」の**質を担保**

- ・「技術士CPD認定会員」要件を満足することを基本
- できるだけ多く、技術士CPDに登録していただく**
登録内容の質を担保し、より容易に登録できるように
- 「技術士CPD登録証明書」発行における**内容審査**
- ・証明書発行はWEB登録に限定



「技術士CPDガイドライン(第1版)」2011年4月

新しい「技術士CPDガイドライン」主な変更点

CPD課題とその区分の見直し

CPD形態とCPD時間の見直し

- ・論文査読(追加)、プロジェクト業務経験(削除)
- ・時間重み係数(CPDWF)、上限時間などの変更

「技術士CPD登録証明書」の発行条件

- ・技術士CPD認定会員であること

「技術士CPD登録確認書」の発行(新設)

「技術士CPD認定会員」制度の拡大

- ・名称は「CPD登録技術士(非会員)」

「技術士CPDガイドライン」のWEB公開と無料化

技術士CPD(継続研鑽)の目的

Continuing Professional Development

■ 技術者倫理の徹底

優れた職業倫理観を持って、関与する技術の利用が公益を害さないように努めなければならない

■ 科学技術の進歩への関与

科学技術の進歩に常に関心を持ち、社会経済の発展、安全・福祉の向上に貢献するように、その能力の維持向上に努めなければならない

■ 社会環境変化への対応

社会環境の変化、国際的動向、技術者に対する要請の変化に目を配り、柔軟に対応できるようにしなければならない

■ 技術者としての判断力の向上

視野を広げ、判断力の向上に努めなければならない

目標CPD時間

- 3年を1サイクルとしてCPDを実施する
- 3年間に150CPD時間(実施に費やした時間に時間重み係数を乗じた時間)を目標
年平均50CPD時間を目標

< 参考 > APECエンジニア登録申請
申請前2年間に、100CPD時間
更新期間5年間に、250CPD時間

実施記録の登録

- CPDとして成果 / 効果があったもの(自己申告)
 - CPD時間(CPD単位)
実時間に重み係数を考慮した時間〔実時間×係数〕(最大時間も考慮)
 - 実績をログシートに記録
 - 実績を登録(平成14年4月から受付開始)
技術士会ホームページからWEBで登録
 - ・「ID」、「パスワード」取得
 - ・会員:無料。 会員以外の方:年度毎に手数料を徴収
- (証明書等)
- 「技術士CPD登録証明書」の発行
 - 「技術士CPD認定会員」制度
 - ・未入会技術士の場合は「CPD登録技術士(非会員)」
 - 「技術士CPD登録確認書」の発行

技術士CPD登録証明書の発行(2005年4月～)

- 決められた方法でCPD記録の登録
- 「WEB」登録されたCPD記録のデータを基本
- 発行の対象期間は過去5年分まで
- 本人から「WEB」で発行申請(有料)
- 申請は、「技術士CPD認定会員」であること
(2012年4月～)
- 発行にあたっては、CPD記録の内容を審査
(2012年4月～)

技術士CPD認定会員制度

1. 認定制度 (2005年3月から開始 2011年4月から対象拡大)

- ・「(公社)日本技術士会CPD認定会員」であることを証する
【未入会技術士の場合は「CPD登録技術士(非会員)】
- ・有効期間は3年間(更新あり)
- ・認定(新規/更新)に当たっては、認定要件を満たしていることを審査

2. 認定の要件

- (1) 会費等に未納がないこと
 - (2) 以下の条件を満足すること
 - 過去3年度間で150CPD時間以上
 - 各年度別においても30CPD時間以上
 - 3年度間に、少なくともA:一般共通課題で2項目、B:技術課題で1項目
 - 3年度間に、少なくとも3つの形態
- CPD記録内容がガイドラインに基づいていることの審査(2011年4月~)

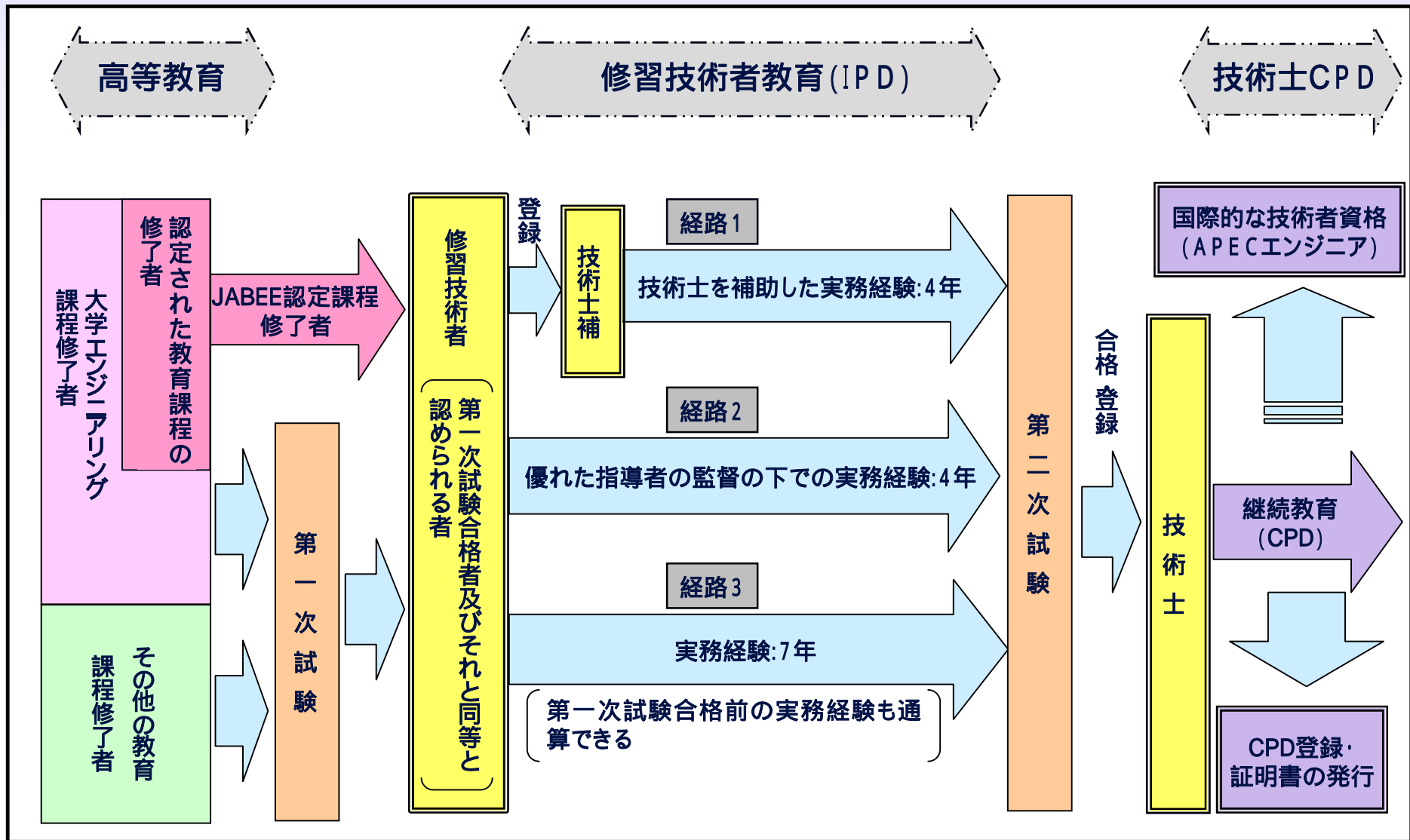
3. 手続き

- ・WEB登録を対象
- ・ホームページから申請
- ・認定証・カードを発行、HPに氏名の公表

4. CPD定期審査

- ・申請(新規/更新)時の審査とは別に、年1回認定会員の10%を抽出しCPD内容審査

技術士制度の基本的な仕組み



技術士CPDの提供機関(例)

- 技術士会
(地域本部、部会、委員会、実行委員会等)
- 学会
- 技術関係協会
- 産業団体
- 公的研究開発機関
- 大学等高等教育機関
- 民間教育団体・機関
- 企業(企業内研修・OJT等) など